

覚 書

高知県警察本部長(以下「甲」という。)及び一般社団法人日本自動車連盟四国本部高知支部長(以下「乙」という。)は、災害等が発生した場合の緊急車両等の通行の妨害となっている放置自動車等の道路障害物の除去に関する警察官の措置命令等(以下「警察官の措置命令等」という。)の権限の行使に関し、下記のとおり了承する。

記

第1 協力要請

甲は、警察官の措置命令等の権限行使に関し、必要がある場合、次の事項を乙に通知して、緊急通行車両等の通行の妨害となっている車両等の排除活動について、協力要請するものとする。

- 1 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- 2 通行妨害車両等の種別、台数等
- 3 現場指揮官の官職及び氏名
- 4 連絡方法その他必要な事項

第2 排除活動

乙は、甲から協力要請があった場合、現場指揮官の指示に従い、所有する車両、装備等の範囲内で通行妨害車両等の排除活動を行うものとする。

第3 費用

活動に関する費用については、乙の負担とする。

第4 補償

第2の規定により、排除活動に従事した者が、これに従事したことにより死亡又は負傷、疾病等にかかった場合においては、当該職員の使用者たる乙の責任において補償を行うものとする。

第5 疑義の協議

この覚書に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

附 則

- 1 この覚書は、令和7年6月11日から適用する。
- 2 この覚書を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

令和7年6月11日

甲 高知県警察本部
本部長

乙 一般社団法人日本自動車連盟四国本部高知
支部長